

議案第13号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) <u>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</u></p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> | <p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。